

★ 青景園・秋芳の里の利用料について

次の3つの費用が必要となります。

施設サービス費

+

居住費

+

食費

介護保険に該当する部分

介護保険に該当しない部分

この他に、日常生活に要する費用が発生する場合があります。

施設サービス費とは

施設サービス費とは、部屋代、入浴や食事などの日常生活の支援、機能訓練、療養のお世話など 青景園・秋芳の里で提供されるサービスに係る費用です。居室の種類、職員の配置や体制など施設ごとに異なります。利用者が負担する金額は、これらの費用の合計金額から、介護保険により給付される費用を差し引いた残りの部分で、通常合計金額の1割になります。（一定以上の所得がある場合は2割以上となる場合があります。負担割合は、市町村が発行する介護保険負担割合証に記載されています。）

表1.1 青景園の一个月当たりの施設サービス費（自己負担1割の場合、30日/月）

R6.6.1現在、[円]

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1(基本) 多床室利用料	17,670	19,770	21,960	24,060	26,130
2(加算) 個別機能訓練加算 I	360	(すべての要介護度で 同じ)			
3(加算) 看護体制加算 I 2	120	(すべての要介護度で 同じ)			
4(加算) 看護体制加算 II 2	240	(すべての要介護度で 同じ)			
5(加算) 夜勤職員配置加算 I 2	390	(すべての要介護度で 同じ)			
6(加算) 日常生活継続支援加算	1,080	(すべての要介護度で 同じ)			
7(加算) 協力医療機関連携加算 I	100	(すべての要介護度で 同じ)			
8(加算) 介護職員等処遇改善加算 I	2,794	3,088	3,395	3,689	3,979
利用者が負担する金額(1割負担)	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399

※ 上記のほか、初期加算、外泊時費用、看取り加算等が発生することがあります

表1.2 秋芳の里の一个月当たりの施設サービス費（自己負担1割の場合、30日/月）

R6.6.1現在、[円]

	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
1(基本) ユニット型個室利用料	20,460	22,590	24,840	27,030	29,130
2(加算) 看護体制加算 I	360	(すべての要介護度で 同じ)			
3(加算) 看護体制加算 II	690	(すべての要介護度で 同じ)			
4(加算) 夜勤職員配置加算 II	1,380	(すべての要介護度で 同じ)			
5(加算) 日常生活継続支援加算 II	1,380	(すべての要介護度で 同じ)			
6(加算) 協力医療機関連携加算 I	100	(すべての要介護度で 同じ)			
7(加算) 介護職員等処遇改善加算 I	3,412	3,710	4,025	4,332	4,626
利用者が負担する金額(1割負担)	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666

※ 上記のほか、初期加算、外泊時費用、看取り加算等が発生することがあります

居 住 費 とは

部屋の償却費に相当する**室料**と**光熱水費**の合計で、施設に入所しない通常の生活でも必要な費用とみなされ、介護保険から給付されません。また、多床室、ユニット型個室など施設の類型により、その金額が異なります。

しかし、住民税非課税世帯などの要件を満たしている方は、国が定める上限額までの負担に抑え、上限を超える分については、介護保険から施設に支払われ、負担が軽減されます。負担上限額は、市が発行する**介護保険負担限度額認定証**に記載されています。

☞ **表2をご覧ください**

食 費 とは

材料費に相当する**食材費**と調理するための費用に相当する**調理費**の合計で、施設に入所しない通常の生活でも必要な費用とみなされ、介護保険から給付されません。

しかし、住民税非課税世帯などの要件を満たしている方は、国が定める上限額までの負担に抑え、上限を超える分については、介護保険から施設に支払われ、負担が軽減されます。負担上限額は、市が発行する**介護保険負担限度額認定証**に記載されています。

☞ **表2をご覧ください**

表2 居住費と食費

R6.6.1現在、[円/日]

利用者負担段階 と 対象者	居住費		食費
	青景園 (多床室)	秋芳の里 (ユニット型個室)	青景園と秋芳の里 は同額
第一段階 ・市町村民税非課税世帯であって、老齢福祉年金受給者 ・生活保護受給者	0	820	300
第二段階 ・市町村民税非課税世帯であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が年80万円以下の人 ・預貯金額 単身650万円 夫婦1650万円 以下の人	370	820	390
第三段階① ・市町村民税非課税世帯であって、本人の合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円超120万円以下の人 ・預貯金額 単身550万円 夫婦1550万円以下の人	370	1,310	650
第三段階② ・市町村民税非課税世帯であって、本人の合計所得金額と年金収入等120万円超 ・預貯金額 単身500万円 夫婦1500万円以下の人	370	1,310	1,360
第四段階 ・その他 ・市町村民税課税世帯	855	2,006	1,445

※各市町村へ申請をし、市町村で各段階の認定がされます

☆ **利用料** = **施設サービス費** + **居住費** + **食費**

表3-1 青景園の一个月当たりの利用料
(自己負担1割の場合、30日/月)

R6.6.1現在、[円]

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	0	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	9,000	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	31,754	34,148	36,645	39,039	41,399
第二段階	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	11,100	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	11,700	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	45,554	47,948	50,445	52,839	55,199
第三段階 ①	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	11,100	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	19,500	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	53,354	55,748	58,245	60,639	62,999
第三段階 ②	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	11,100	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	40,800	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	74,654	77,048	79,545	81,939	84,299
第四段階	施設サービス費	22,754	25,148	27,645	30,039	32,399
	居住費	25,650	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	43,350	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	91,754	94,148	96,645	99,039	101,399

表3-2 秋芳の里の一个月当たりの利用料
(自己負担1割の場合、30日/月)

R6.6.1現在、[円]

		要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5
第一段階	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	24,600	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	9,000	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	61,382	63,810	66,375	68,872	71,266
第二段階	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	24,600	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	11,700	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	64,082	66,510	69,075	71,572	73,966
第三段階 ①	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	39,300	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	19,500	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	86,582	89,010	91,575	94,072	96,466
第三段階 ②	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	39,300	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	40,800	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	107,882	110,310	112,875	115,372	117,766
第四段階	施設サービス費	27,782	30,210	32,775	35,272	37,666
	居住費	60,180	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	食費	43,350	(同左)	(同左)	(同左)	(同左)
	利用料	131,312	133,740	136,305	138,802	141,196

☆ 施設サービス費、居住費、食費以外に どのような費用が掛かりますか？

次のような費用が掛かることがあります。

- 個人的な飲み物・食べ物・衣類などの費用
 - ・ 飲料自動販売機、定期的な出張販売等があります
 - ・ 希望に応じて、外出し買い物ができます
- 特別な行事やレクリエーション等に係る費用
 - ・ 青景園夏祭りなどの地域を含めた行事での模擬店等での物品購入・飲食の費用
 - ・ 特別な行事のドライブ等に掛かる実費
- 特別に注文された食事に係る費用
- 個人で使用される電気器具（医師の指示による必要不可欠な器具類は除きます）を使用する費用（電気器具の種類により、金額が異なります。）
- 別途契約による公共料金の支払い代行や金銭管理に係る費用
- その他、個人が負担すべきと考えられる費用

☞ 詳細は、青景園又は秋芳の里にお尋ねください

利用料を低減することができる制度がありますか？

◎ 社会福祉法人等による利用者負担額軽減措置

社会福祉法人が提供する介護サービスの利用者で、申請により市が軽減対象者（住民税非課税世帯に属し、一定の要件を満たしている方）であると認めた方について、利用者負担額、居住費および食費が軽減されます。但し、社会福祉法人によっては、当該軽減措置を実施していない法人もあります。青景園・秋芳の里は、当該軽減処置を実施しています。

☞ 詳細は、青景園又は秋芳の里にご相談ください

◎ 介護保険高額介護サービス費

介護サービスを利用する場合にお支払いいただく利用者負担には、月々の負担の上限が設定されています。介護サービスを利用して支払った自己負担額（1割または2割）の1ヶ月の合計額が、法に定める一定の額（上限額）を超えた分について、申請により支給（払戻し）し、自己負担額を軽減します。但し、支給する額については、保険給付の対象となる介護サービスに限られ、施設サービスの居住費、食費および日常生活費などは対象外となります。

☞ 詳細は、青景園又は秋芳の里にご相談ください